平成26年11月27日

『 障がい者虐待対応 』

　　　　　　　　　　　　　　　 　　 宮城県社会福祉士会　副会長

　　　　　　　　　　　　　　　 　宮城福祉オンブズネット「エール」 副理事長・スーパーバイザー

　　　　　　　　　　　　　　　　　　小 湊　純 一。（社会福祉士／介護支援専門員）

～障がい者虐待とは～

　近年，障がい者の虐待について関心が高まっていますが，問題は十分に理解されているとは言えません。また，多様な状態を包括する定義は，障がい者の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化され，市町村の責任が明確にされましたがすべてを包括するものではありません。

　障がい者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり，故意に苦痛を与えようとした場合と，養護者あるいは虐待者の不十分な知識，燃え尽き，怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

　虐待防止法には明記されていない自己放棄「セルフネグレクト」は，他の虐待類型より解決が困難で支援の時間も労力も非常に多く必要とすることが知られています。

１　権利侵害の背景

（１）障がい等により自分の権利を自分で守れない。

（２）世話をする側とされる側の上下関係がある。

（３）生活支援の場が密室になる。

（４）知的，精神，認知等の障がいの理解が不足している場合がある。

（５）権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。

（６）自分で情報を集めて選び判断することが難しい。

（７）人には「相性」がある。

（８）後見のシステムがまだ一般化していない。

２　なぜ障がい者虐待？

（１）障がい者の身体，認知，知的，精神等の障害

（２）障がい者が虐待者へ依存（介護，生活援助など）

（３）虐待者が障がい者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）

（４）虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）

（５）家族の社会的孤立

３　障がい者虐待を把握する

（１）家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいだいている

（２）説明がつかない怪我，骨折，火傷がある。

（３）放置，暴力等の虐待を受けている。

（４）身体抑制を受けている。

（５）財産が搾取されている。

４　障がい者・障がい者虐待とは

（１）身体的虐待

（２）介護放棄（ネグレクト）

（３）心理的虐待

（４）性的虐待

（５）経済的虐待

　※　消費者被害

　※　自己放棄！（セルフネグレクト）

５　通報と緊急性の判断

　　緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。

　　生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と障がい者の健康

状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

　①　本人が保護救済を強く求めている。

　②　生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎

等）→ 医師に判断を依頼することが有効

　③　生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外

放置，溺れさせる等）

　④　確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

～虐待を見つけたらどうする？～

（迷わず市町村に通報します。）

第七条　養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下

　この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市

　町村に通報しなければならない。

（虐待を発見したら，「個人情報保護法が…」とか言ってる場合ではありません。）

２　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による

　通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。）

第八条　市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場

　合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

～通報したら市町村はどうしてくれる？～

（まず，行って見て判断し，急いで対応してくれます。）

第九条　市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者

　虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該

　通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力

　する者とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、

　当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者

　の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生

　じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の

　設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

　法律で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体

　障害者福祉法，知的障害者福祉法の規定による措置を講ずるものとする。この場合におい

　て、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法

　にいう知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者

　とみなして、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定を適用する。

３　市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合

　には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当

　該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に

　関する法律又は知的障害者福祉法の規定により審判の請求をするものとする。

（安全な部屋を確保してくれます。）

第十条市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採

　るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査をしてくれます。）

第十一条市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険

　が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員

　をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができ

　る。

（面会を制限してくれます。）

第十三条　養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られ

　た場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園

　の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関

　の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護

　者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができ

　る。

（虐待の原因となった介護の負担を軽くしてくれます。）

第十四条　市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減

　のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図

　るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる

　居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（必要に応じて成年後見制度につなげてくれます。）

第四十四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者

　の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図

　るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減

　のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければ

　ならない。

～施設での虐待を見つけたらどうする？～

（迷わず市町村に通報します。）

第十六条　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見し

　た者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

（虐待を発見したら，「個人情報保護法が…」とか言ってる場合ではありません。）

３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定によ

　る通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを

　妨げるものと解釈してはならない。

（誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。）

第十八条　市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を

　受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た

　事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道

　府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員に

　ついても、同様とする。

第十六条第４項　障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由

　として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

～通報したら市町村や県はどうしてくれる？～

（県に報告し，該当する福祉法の権限を持って対応してくれます。）

第十七条　市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受

　けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施

　設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害

　者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る

　障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十九条　市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届

　出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道

　府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保す

　ることにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による

　障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障

　害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定によ

　る権限を適切に行使するものとする。

宮城福祉オンブズネット「エール」の活動理念

参 考

　施設・在宅に関わらず、宮城県内の高齢者・障がい児者の不利益を排除し、事件・事故の原因を究明し、幸せな生活を送ることができるように応援します。

　宮城県内の高齢者・障がい児者を支える家族や職員の権利を守り、応援します。

「エール」の相談受付対象者は、

宮城県内の高齢者、障がい児者、及びその家族・職員です。

活動方針

１　対象者の権利侵害について、電話で相談を受け付けます。対象者の権利侵害については、

面接・調査・介入・法的手段での対応を含めて解決します。　　（問題解決機能）

２　事件・事故を防止するだけでなく、より良い福祉サービスを目指します。福祉サービス

倫理と、事業者及び職員の行動規範を確立し公表します。この倫理と規範を「コンプライ

アンスルール」といいます。福祉コンプライアンスルール策定を支援し、権利侵害の予防、

早期発見、問題解決及び、良質の福祉サービスを提案します。　（権利侵害予防機能）

３　福祉行政や公的相談機関が機能しない場合に指摘し、解決の提案をします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（オンブズマン機能）

４　問題解決のためのネットワークをもち、相談に応じて連携して解決します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ネットワーク機能）

宮城福祉オンブズネット「エール」の行動規範

高齢者・障がい児者の権利を守るため、以下の行動規範を定めます。

キーワード　　　①目的の正当性　②手段の相当性　③適正な手続き

　　　１ 役割・立場をわきまえて行動します

　　　２ 正当な目的を持って行動します

　　　３ 法令を遵守して行動します

　　　４ 手続きのルールに基づいて行動します

　　　５ 客観性と判断の根拠を持って行動します

　　　６ リスクとその対応策を持って行動します

　　　７ 自己のモニタリングと評価の仕組みを持って行動します

その他

　　　緊急介入の定義

　　　　緊急介入とは、緊急性が非常に高いため、「エール」の行動規範の手続きを満たさ

ないで介入せざるを得ない場合をいう。

　　　　① 生命が奪われる恐れがある時

　　　　② 身体が傷つけられている、もしくは傷つけられる恐れがある時

　　　　③ 名誉・プライバシーが侵害されている、もしくは侵害される恐れがある時

　　　　④ 自由が奪われている時・もしくは奪われる恐れのある時

　　　　⑤ 財産が奪われている時・もしくは奪われる恐れのある時

　　　相談者との契約

　　　　「エール」は、相談者からの依頼があったことを明らかにした上で行動します。

*2014.11.06.　文責：小湊 純一。*